

公益社団法人 日本設計工学会 電子ジャーナル 論文・ノート 投稿規程

1. 規程の適用範囲

[規程の適用範囲]

- 1.1 公益社団法人日本設計工学会（以下「本会」という）の発行する電子ジャーナルへの記事の投稿は本規程による。

2. 記事の分類と内容

[記事の分類とカテゴリ]

- 2.1 電子ジャーナルに投稿できる記事の分類は、設計工学に関連する論文とノート、カテゴリは、設計工学に関連する研究と教育である。

[論文]

- 2.2 論文は、設計工学に関連した独創的な研究成果、技術的成果、開発的成果、または教育的成果などであり、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 設計工学の発展に寄与するものであること。
- (2) 内容が新しい主張を含んでいること。
- (3) 内容に明白な誤りがないこと。
- (4) 内容およびその記述がまとまったものであること。

[ノート]

- 2.3 ノートは、論文に準ずるものであり、独創的で速報性を有し、断片的に見出された新しい概念や事実の報告など、将来設計工学の発展に寄与するものとする。

[研究]

- 2.4 論文（研究）とノート（研究）は、その主要内容が工学あるいは工業分野の理論・技術の発展、知見の拡大、製品の性能向上に寄与するものとする。

[教育]

- 2.5 論文（教育）とノート（教育）は、その主要内容が工学あるいは工業教育面において有用であるか、教育効果の向上を期待できるものとする。

3. 投稿の条件

[投稿者の資格]

- 3.1 投稿者は、本会会員であることを問わない。

[原著]

- 3.2 投稿原稿は、著者の原著であり、その主要内容が一般に公表されている刊行物に未投稿のものに限る。ただし、ここでいう刊行物には、本会が主催もしくは共催する研究発表講演会（春季・秋季大会研究発表講演会等）の講演論文集あるいは国際会議Proceedings（ICDES等）は含まれない。

[翻訳]

- 3.3 過去において、本会会誌・電子ジャーナルに掲載された同一著者の日本語による論文・ノートを英訳した内容を投稿することができる。逆に、英文論文・英文ノートとして掲載されたものを和訳した内容を投稿することもできる。ただし翻訳は、内容および著者の変更を認めず、当該元論文・ノートの本掲載後より受付を始める。また、原稿中に掲載済みである旨を記載するとともに、参考文献（Reference）として表示しなければならない。

[著作権]

- 3.4 電子ジャーナルに掲載された記事に対し、著者又は本会が行使できる著作権の範囲、ならびにその他著作権に関わる事項は、別に定める本会「著作権規程」による。

[記事内容の責任]

- 3.5 電子ジャーナルに掲載された記事の内容に関する責任は、すべて著者が負うものとする。

[原稿受付日]

- 3.6 原稿受付日は、online投稿システムにおいて受理処理された日時とする。ただし、著者照会などを行って著者の元に返却された原稿が2ヵ月以上経過しても返送されない場合には、最初の受付日を無効とする。

[プライオリティ]

- 3.7 記事のプライオリティの発効日は、原稿受付日とし、これを記事に明記する。

[原稿採否]

- 3.8 原稿の採否は、本会の校閲基準に基づいて出版担当理事が決定する。

4. 原稿の執筆および提出

[原稿の書き方]

- 4.1 原稿の書き方は、出版部会が定める「執筆要項」による。

[原稿の長さ]

4.2 記事の種別（論文、翻訳論文、ノート、翻訳ノート）による一編のページ数は、「執筆要項」に定める標準ページ数とする。ただし、出版担当理事が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

[原稿の訂正]

4.3 投稿後の原稿の訂正は認めない。ただし、出版担当理事から著者に修正を求めることがある。

[著者校正]

4.4 著者校正は1回とし、誤植の修正あるいは原稿の誤記のみとする。ただし、出版担当理事が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

[投稿時の提出物]

4.5 投稿に際して必要な提出物は、「執筆要項」に定める。

[特別投稿制度（この適用をうけないものを一般投稿制度と呼ぶ）]

4.6 原稿の受付月末から起算して、2ヶ月以内に掲載の可否判定を著者が知ることができる制度であり、これを利用する場合は、記事の種別にかかわらず、その月の15日までに必要書類を投稿することを原則とする。著者には、この期限内に1回目の掲載の可否に関わる回答（照会を含む場合があり、校閲作業が継続されることもある）を連絡するものである。ただし、投稿内容の専門分野によっては、この制度で受け付けられない場合がある。なお、英語で記述された原稿は校閲作業期間に時間的制約のない一般投稿の制度でのみ受け付ける。

[早期公開制度]

4.7 早期公開制度を利用することにより、会誌発行年月日より早い時期に電子ジャーナル上で論文を公開することができる（無料）。

[投稿料および掲載料]

4.8 投稿料、および、掲載料は別に定める。

5. 附則

[規程の改廃]

5.1 この規程の改廃は理事会の議を経て行なうことができる。

[施行期日]

5.2 この投稿規程は、原稿受付日が2021年4月1日以降の投稿から適用する。

公益社団法人 日本設計工学会 著作権規程

1. 規程の適用範囲

この規程は、公益社団法人日本設計工学会（以下「本会」という）が編集発行する出版物（印刷物、CD・DVDなどの電子媒体、Web等の通信媒体など種々あるが、媒体を不問とする。以下、「出版物等」という）に掲載される論文や解説記事等、本会の研究分科会資料や部会・委員会などがまとめた報告書等、および本会（支部を含む）が主催する研究発表講演会、シンポジウム、国際会議等の集会の講演論文集やProceedings等（以下、「論文等」という）の著作権に関わる事項を定めるものである。ただし、外部機関の委託により設置された委員会等においてまとめられた報告書等は、適用範囲から除外する。

2. 著作権の帰属

- 2.1 本会の出版物に掲載される論文等に関する国内外の一切の著作権のうち、公衆送信権・翻訳権、翻案権等・二次的著作物の利用に関する原著者の権利（ならびに外国におけるこれらの各権利に相当する権利を含む。以下同じ。）は、別の定めがある場合を除き、原則として本会に帰属する。ただし、上述の複製、翻訳および翻案については、5.2の扱いとする。
- 2.2 上記著作権が本会に帰属された後は、著作者は当該著作権を本会以外の者（以下「第三者」という）に二重譲渡することはできない。

3. 著作権の譲渡

- 3.1 著作者が論文等を投稿する際は、特に定める手続きを経ることなく、当該論文等の著作権は自動的に本会に譲渡されたものとする。譲渡に不同意の場合については、別途申し出るものとする。
- 3.2 本会は、第1項により譲渡された論文等を、本会が発行する出版物、本会が作成するWebサイトまたはCDやDVD等への掲載などを行う。しかし、著作者は、本会および本会が利用許諾する者に対して、当該論文等の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3.3 特別な事情により第1項の適用が困難な場合、著作者は、その旨を本会に申し出るものとし、この場合の著作権の扱いについては著作者と本会が協議するものとする。
- 3.4 本会に譲渡された論文等が、本会の出版物等に掲載されないことになった場合、本規程は適用されず、当該論文等の著作権は著作者に留保されるものとする。

4. 第三者への利用許諾

第三者から本会が著作権を有する論文等（部分的内容か全文的内容かは不問）について、利用許諾の申し出があった場合、本会において別途定める手続きに従って審議を行い、当該第三者に対して許諾することができる。

5. 著作者による利用

- 5.1 著作者が、自ら著作した論文等を利用する場合（著作者個人または著作者が所属する組織のWebサイトに公表する場合を含む）、営利目的とする場合を除き、当該論文等を本会の同意を得ることなく利用できるものとする。
- 5.2 著作者が、自ら著作した論文等の全文、または一部を複製、翻案、翻訳する場合は、本会は異議申し立てをしたり、妨げたりしない。また、翻訳した内容を投稿することができる。
- 5.3 前項1及び2の場合、当該論文等を利用した複製物、著作物やWebサイト等の中で、出典を明記することとするが、論文等のヘッダーあるいはフッターの情報として、これに該当する内容が明記されている場合は、省略することができる。出典の明示方法については、別に定める執筆要項による。
- 5.4 前項1及び2において、特に著作者個人または著作者が所属する組織（図書館なども含む）のWebサイトに著作物等を電子媒体として公表する場合、本会が関係するWebサイト（営利目的ではない科学技術情報提供サービスを行うWebサイトなども含む）を通じて、会員外の不特定多数に公開した時点から公表を可能とする。
- 5.5 前項4において、利用しようとする著作物等が、本会が関係するWebサイト（営利目的ではない科学技術情報提供サービスを行うWebサイトなども含む）に公開されておらず、原則として会員に配付される会誌、各種印刷物、CD、DVDなどの媒体で提供される場合、その媒体が発行された時点から次の時間経過後に、著作者個人または著作者が所属する大学図書館リポジトリのWebサイトに電子媒体として公表できるものとする。
 - ①本会が発行する会誌に掲載された論文や解説記事等の場合、12ヶ月経過後
 - ②本会の研究分科会資料や部会・委員会などがまとめた報告書等の場合、6ヶ月経過後
 - ③本会（支部を含む）が主催する研究発表講演会、シンポジウム、国際会議等の集会の講演論文集やProceedings等の場合、6ヶ月経過後
- 5.6 前項1から5の場合を除き、著作者が論文等を利用しようとする場合は、著作者は本会に事前に申し出を行った上で、本会の指示に従うものとする。

6. 第三者の権利保護

本会の発行する論文等の著者は、第三者の著作権、プライバシー権、肖像権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害していないものとする。

7. 著作権侵害等に関する紛争処理（著作者の責任）

- 7.1 本会が著作権を有する論文等に対して、第三者による著作権侵害，名誉棄損，またはその他の紛争が生じた場合は，著作者自身が問題解決に当り，また紛争に伴って本会が被る損害に対しては当該著作者が補填するものとする。
- 7.2 本会に投稿された論文等が，第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合，当該論文等の著作者がすべての責任を負うものとする。
- 7.3 その他の著作権に関する紛争が生じた場合，本会はその責を負わないものとする。
- 7.4 本会著作物の内容に関する責任は，すべて著作者自身が負うものとする。

8. 著作権の適用範囲

本規程は，その施行以前に発行された本会の出版物等に掲載された論文等についても適用する。

9. 規程の改廃

本規程を改廃するときは，出版部会の議を経たのち，理事会の承認を得なければならない。

10. その他

本規程に定めのない事項に関しては，本会および著作者等が別途協議のうえ，解決するものとする。

11. 発効期日

この規程は，2011年11月14日から施行する。なお，この施行日以前に発行されている著作物についても、原則として本規程を遡及して運用するものとする。

以上

公益社団法人 日本設計工学会 電子ジャーナル

投稿料・掲載料・別刷料に関する規程

1. 投稿料・特別投稿料

- 1.1 電子ジャーナルに記事を投稿する際には投稿料を要する。投稿料は、著者の筆頭者が会員の場合は10,000円、非会員の場合は20,000円とする。投稿料は掲載の可否にかかわらず返金しない。
- 1.2 特別投稿制度の利用を希望する際は、特別投稿料10,000円を加算した額を要する。
- 1.3 投稿料は、次項の支払先に支払い、投稿時に支払いが確認できる書類の写し（振込明細書・振替払込受領書などをスキャンしたもの）を提出する。
- 1.4 投稿料の支払先（銀行振込、郵便振替、現金書留等）

(公社)日本設計工学会 TEL:03-5348-6301 FAX:03-5348-6280

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-22-17

郵便振替の場合：00190-1-27479

銀行振込の場合：みずほ銀行 世田谷支店 普通預金 530289

2. 掲載料

- 2.1 電子ジャーナルに投稿した記事が掲載可となった場合、付表1に基づき公開された記事のページ数および版下作成方式に応じた額を、著者に請求する。
- 2.2 著者は、請求から一か月以内に掲載料を支払わなければならない。
- 2.3 電子ジャーナルに投稿した記事が掲載否となった場合には、掲載料を請求しない。

3. 別刷料

- 3.1 電子ジャーナルに公開される記事の別刷を希望する場合は、原稿の著者校正返却時に申し込む。
- 3.2 別刷の料金は、記事のページ数および必要部数に応じ付表2に基づき著者に請求する。

4. 規程の改廃

- 4.1 本規程を改廃するときは、出版部会の議を経たのち、理事会の承認を得なければならない。

5. 施行期日

本規程は、原稿受付日が2021年4月1日以降の投稿から適用する。
また、下記付表1、3の料金表は、2016年1月掲載号から適用する。
また、下記付表2の料金表は、2021年4月1日投稿原稿から適用する。

付表1 掲載料金

版下作成方式	6頁まで	2頁増すごと
印刷所版下	60,000円	20,000円
著者版下	45,000円	15,000円

注： 標準頁数6～12, 上限頁数20.

付表2 別刷り料金

	8頁まで	~10頁	10頁を 超過する 2頁増すごと
50部購入	30,000円	35,000円	7,000円増
100部購入	45,000円	55,000円	11,000円増
150部購入	60,000円	75,000円	15,000円増
200部購入	75,000円	95,000円	19,000円増
250部購入	90,000円	115,000円	23,000円増

注： 上記の金額には発送費が含まれる。また、300部以上購入される場合は別途要相談。